

第2回「手話言語に関する部会」

資料

平成28年2月4日

【資料説明】

1、第1回「手話言語に関する部会」の会議記録まとめ

前回の会議記録を集約したものです。意見をいくつかのカテゴリーに整理して記載しています。(例えば、「聴覚障害者への地域の理解」、「聴覚障害の理解」「人権」など)

2、第1回「手話言語に関する部会」の説明会会議記録

平成27年12月15日(午後7時~9時)に開催した説明会の会議記録です。当日の参加者は、西脇市聴覚障害者協会7名、手話通訳者6名、要約筆記者5名、西脇市障害者相談支援事業所1名、事務局3名、合計21名でした。

「手話言語に関する部会」で説明した「西脇市の福祉」や、会議記録を報告した後、意見交換を行いました。主に「みなさんが困っていること」、「手話言語条例に期待する内容」について話し合っています。

発言内容では、「地域・周囲からの孤立感」、「障害者差別を受けてきたこと」「聞こえないことで、周りから誤解を受けていること」、「日常の生活や仕事などの情報が入手できないこと」、「コミュニケーションがとれず、悲しい、またストレスがたまる」、「災害時の不安」、「聞こえないことであきらめていることが多く、何に困っているのか答えられない」、「文章がうまく書けないので、日本語を学習したい」、「手話をつかっておしゃべりできる場所がほしい」などがありました。また、「手話言語条例」を策定することにより、手話が地域に広がることを期待されている。 詳細については会議記録をご参照ください。

3、「西脇市手話言語条例」素案

この手話言語条例の素案は、手話が言語であること、手話を含め意思疎通の方法を確保することは市の責務であることを記載しています。そして、基本理念を人権の保障とし、市の責務と市民の協力を求めていきます。推進方針については、西脇市障害者地域支援協議会の審議をうけ、政策の実施と評価を義務付けています。

今回、他市町の条例にみられる手話の歴史に関する記載をしていません。その記載が必要かどうか今回の会議で検討していく予定です。

4、参考資料

他市町（三木市、石狩市、淡路市）の条例です。コミュニケーション全体を対象とした条例（前回配布した明石市の条例）、手話に特化した条例（前回配布した篠山市の条例）、前文で市の責務を記載した条例（石狩市）、手話の歴史を記載した条例（篠山市及び三木市）、事業者の役割を記載した条例（淡路市の条例）などがあります。

第1回「手話言語に関する部会」会議記録まとめ

- *聴覚障害のある高齢者が、住みなれた地域ではなく、遠く離れた老人ホームに行かなければいけない現状がある。ろうあ者のことを周りが理解してコミュニケーションがとれていれば、その人も安心して地域で暮らせた。（聴覚障害者への地域の理解）
- *小さい頃学校で、教師から「歌うふりでいい、笛もまねでいい」と言われた。（人権の尊重）
- *補聴器をしていても、雑音が多く聞き取れないが、周りは補聴器があると聞こえると思っている。（聴覚障害への理解）
- *手話サークルでは、手話で自由に話ができる。しかし、日常では手話が使えず、筆談や口話でなかなか伝わりにくく苛立つ。自由に会話ができる社会になってほしい。（手話による会話が自由にできる社会）
- *手話講座を終了しただけでは、手話を使いこなせない。継続して訓練する場所が必要。（手話の学習）
- *手話を学ぶことはとても難しい。（手話の習得は難しい）
- *案内などに、FAX番号が記載されていない。手話通訳者の派遣があることも知られていない。（制度が地域に浸透していない）
- *手話を広げるために、手話を学習した人が、会社や本人の周りの人に広げている。また、公民館や学校に手話に関する本を設置している。（手話を広げる活動）
- *人工内耳が増えてきているが、音声だけでは不十分と教師や保護者も認識している。人工内耳や補聴器で普段の音声だけでコミュニケーションはできても本質的な深いところではコミュニケーションがとれない。（手話の必要性）
- *学校の福祉活動として、手話が取り入れられているが、一時的でその後の継続ができない。（継続的な学習の必要性）
- *手話を自然に身についていけるようになれる方法。
- *災害時に、情報が入らないため不安。簡単な手話でいいので対応してほしい。（災害時の対応）
- *難聴者や中途失聴者が手話を学ぶ場を作ることが必要。

第1回 「手話に関する部会」の聴覚障害者協会等への説明会議事録（要約編）

日時：平成27年12月15日（火）

午後7時～

場所：M i r a i e

- 1 西脇市障害者地域支援協議会の部会及び、今後の流れについて
- 2 資料説明(1)市の手話言語条例等に関するこれまでの流れについて
 - (2)市の福祉について
 - (3)部会で発言された内容について
- 3 質疑応答
- 4 意見交換
 - (1)日常生活の中で困っていること
 - (2)条例を作ることにどのようなことを期待しているか
(どのような条例を作りたいと思っているか)

- ・お店のレジで話しかけられてもわからない。
- ・落し物をしたとき、呼ばれてもわからないので周りからじろじろ見られて嫌だったし、言われてもわからないので困る。
- ・接触事故を起こしたときに相手の言っていることがわからず、筆談で耳が聞こえないことを書いて差し出しても激怒していってはねのけられ、仕方なく1万円を渡した。きちんと交渉がしたかった。
- ・職場でコミュニケーションがとれない。簡単なことは手話や身振りで伝えてくれるが、何故機械が壊れたのかというような理由までは伝えてくれない。
- ・30年間会社勤めをしているが、コミュニケーションがとれず辞めたいといつも思いながらずっと我慢をして勤めてきた。部品の名前もほとんど知らない。作業中に仕事内容を教えてほしくても、流れ作業なので筆談には応じてくれない。補聴器をしているので聞こえるだろうと言われる。なかなか理解してもらえず苦しい。社内放送が聞こえない。
- ・結婚してこの地域で48年間暮らしているが地域の人との交流がない。昔のひとは身振りで伝えようとする人が多かったが、世代交代して今は知らない人ばかり。地域の行事に参加したりしているようだが私が誘われ参加したことは一度もない。面白そうな講演会があって参加したいがあきらめる。勇気を出して手話を広めると良いのだが方法がわからない。
- ・聞こえないことであきらめることが多すぎて何が困るのがわからない。家族の中で毎日孤独。家族だからわかるということはない。1対1なら話の内容がわかることはあってもみんなで話すと全く分からずその場にいることが嫌にな

る。家族だからと言って甘えられない、近所の人にも頼れない。通訳者が居ないと自分の気持ちを伝えられないというのが今の私の悲しい現実。手話を使うことが当たり前の西脇市になってほしい。

- ・家族の会話はご飯、お風呂などの単語の手話くらい、あとは口話。何を言っているかわからない。好きなテレビ番組を観て感想など話したこともない。
- ・若いころ家具を作る職場に25年間勤めた。手話も筆談もなく休憩時間は聞こえる人同士楽しそうに雑談しながらお弁当を食べていた。聞こえる人たちと仲良くしたいと妻と二人で頑張ってきた。
- ・手話通訳を見ながらメモを取ると下を向いているうちに話がどんどん進みついていけなくなることがある。聞こえる人は聞きながらメモをとれる。
- ・人工内耳の子どもはしゃべれるし、だいたい聞こえるということで手話を使うのが苦手な子どももたくさん居る。日本語を習得することもとても大事。大人になってからの習得の場は無いので、ろう者が大人になってからも日本語を勉強できる場が必要。
- ・文章がおかしいと会社で怒られたこともある。今でも日本語の勉強がしたい。
- ・若いろうの先生に通訳をすることがあるが日本語対応手話でお願いしますと言われる。手話の状況は変わってきている。
- ・家で一人過ごすよりおしゃべりをしたり集まる場所が欲しい。近所の人たちは世間話もできないので聞こえない人たちの集まる場所が欲しい。聞こえる人々は気軽に集まっていつも羨ましく思っていた。
- ・日本手話と日本語対応手話という分け方をせずどちらも大切にしてほしい。
- ・難聴者も手話を学べる場をつくってほしい。
- ・地域住民に聴覚障害について知ってもらいたいがそのような機会が少ない。きっかけとして民生委員さんと会って聴覚障害について話したい。
- ・災害時の不安が大きい。
- ・我が子と話が通じない。耳の聞こえない親ということで友だちに笑われたりするのではないか、私が行くと子どもが恥ずかしいかなと思うので参観日も行かない。
- ・いつでもどこでも手話で自由に話したい。
- ・聴覚障害者は情報が入らない。例えばマイナンバー制度のこと。いろいろなことについて情報が欲しい。
- ・聴覚障害者協会の会員は恵まれているが非会員や難聴者は情報が入らないので、つながりを作りたい。

西脇市手話言語条例（案）

人は、言語を用いてお互いの感情を理解し、思想、意思などを伝えている。手話は音声言語とは異なる言語であり、聞こえない、聞き取りにくい方々が、物事を考え会話をする方法として独自に発展した言語である。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられ、手話を含む意思疎通の方法を選択する機会が保障されたことに伴い、地域社会の中で手話によるコミュニケーションや情報共有できるよう環境を整えることは、市の責務である。

ここに、手話を言語として認知し、市民に手話への理解が広まり、誰もが互いにコミュニケーションができる西脇市を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市民に手話の理解の推進を図ることにより、地域において手話の使いやすい環境を構築することで、手話を利用する人が、地域で孤立することなく、社会参加をし、こころ豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 全ての人があらゆる人権及び基本的自由を保障されることを基本とし、手話による意思疎通がその権利として尊重されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めるものとする。

（施策の推進方針の策定）

第5条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針及び実施状況は、西脇市障害者地域支援協議会の審議をうけなければならない。

3 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画と調和が保たれなければならない。

4 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 手話の理解及び普及に関する事項

(2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する

事項

- (3) 手話通訳者の配置及び派遣等意思疎通支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。
(財政上の措置)

第6条 市は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。